

大久保中学校いじめ防止基本方針

【 基本姿勢 】

いじめは、させない！

許さない！

隠さない！

一人ではなくチームで対応

1. 基本理念

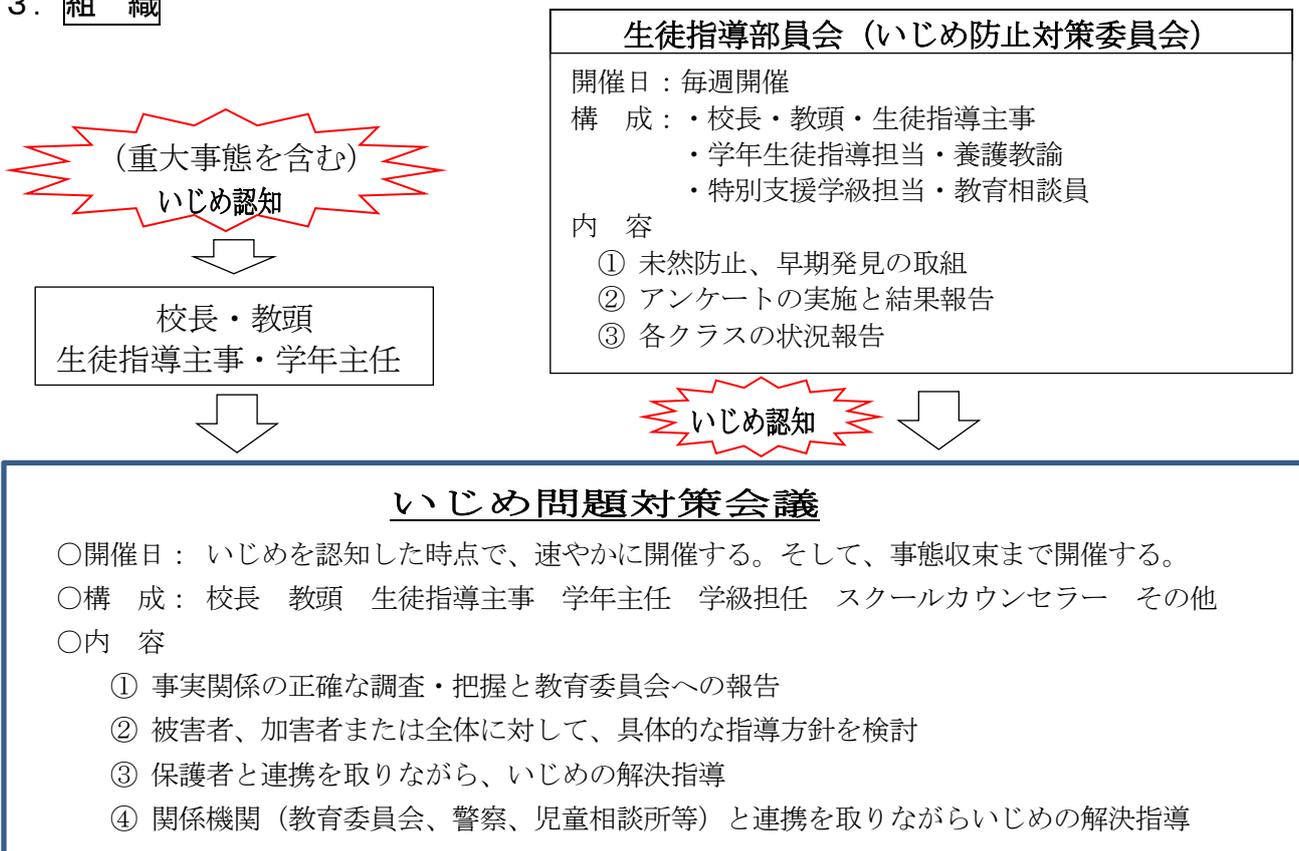
「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童生徒等から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」と定義し、これの予防、防止、早期発見早期解決に努める。

また、いじめか否かの判断を事の大小とするのではなく、いかなる内容であっても、いじめられた側の心情に寄り添い、全力でその解決にあたるものとする。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断していく。

2. いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 組織



4. いじめに対する平時からの備え

(1) いじめの未然防止に向けた施策

- ア 生徒指導の機能を生かした教育活動
(自己存在感の感受 共感的な人間関係の育成 自己決定の場の提供 安全・安心な風土の醸成)
- ・わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
 - ・生徒指導の観点による授業の相互参観の実施
- イ 道徳教育・人権教育の充実(「ネットいじめ」対策を含む)
- ・人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳授業の実践
 - ・携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携
(家庭でのルール作りの推進) ※R7 スマ・ケタイ安全教室(4/12)実施
- ウ 心の居場所となる学級づくり
- ・学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
 - ・グループワークトレーニング・構成的グループエンカウンターを活用した人間関係づくり
 - ・WEBQUの活用
- エ 生徒会活動の充実
- ・生徒の創意工夫を生かした体育祭、文化祭等の開催
 - ・生徒会主体とした「いじめ撲滅運動」の実施
- オ 教職員の意識高揚といじめ防止研修会の実施
- ・校内生徒指導だよりや職員会議での通知、事例研修等
 - ・市及び県主催研修会の伝達研修
 - ・スクールカウンセラーを講師とした事例研修会の実施

(2) いじめの早期発見に向けた施策

- ア 相談体制の充実 ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～
- ・生徒指導部と教育相談部による合同部員会の開催(週1回)
 - ・スクールカウンセラー、教育相談員との情報交換
 - ・教育相談月間及び必要に応じて個人面談を実施
- イ 小さなサインを見逃さない ～ 生徒がいるところには、先生がいる ～
- ・個人ノート等を活用した学級担任との絆づくり
- ウ アンケート調査による実態の把握
- ・アンケート調査を月1回実施
- エ 保護者との連携
- ・各種通信(学校、学年、学級)、HPを通して、保護者の学級への関心を高める。
 - ・定期開催のPTA役員会・運営委員会、学年又は学級懇談会等で情報提供する。
 - ・生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した生徒の見守り
- オ 警察等、関係機関との連携
- ・地域コミュニティとの定期的な情報交換を行う。
 - ・いじめの内容に応じて警察、スクールロイヤーと連携し早期解決を図る。

(3) いじめが起こった場合の学校全体の取り組み

いじめ情報のキャッチ

- 申立てがあった時は、重大事態が発生したものととして報告・調査にあたる。
- 報告・連絡・相談・確認+記録（一人で判断しない）
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時）

その日のうちに
即対応を基本

いじめ問題対策会議の招集

事実関係の確認

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめ全体を把握する。

実効性のある再発防止策の検討

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

報告 ↓ 支援 ↑

教育委員会

暴力・恐喝等の犯罪行為
があった場合

学校だけで解決が困難な事案
・警察 ・関係機関

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

事後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? 関係生徒と対象生徒
- ◆ いつ、どこで起こったのか? 時間と場所
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? . 内容や被害
- ◆ いじめのきっかけは何か? 背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 継続している期間

要注意：生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

(4) 重大事態への対応

【 学校 】

重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)
※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

